

## 期日前投票所会場運營業務等に係る労働者派遣委託基本契約書

那覇市（以下「甲」という。）及び\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、甲に対し乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を派遣し、甲の指揮命令のもと、別添「業務仕様書」に記載された業務（以下「本件業務」という。）に従事させるにあたり、その基本事項について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （目的）

第 1 条 本契約は、労働者派遣法及び本契約に基づき、乙は甲に対し派遣労働者を派遣し、甲は派遣労働者を本件業務に従事させ、その対価を乙に支払うことを目的とする。

### （契約期間）

第 2 条 本契約の契約期間は、契約締結日から令和 6 年 6 月 16 日までとする。

### （契約保証金）

第 3 条 契約保証金は、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 30 条第 9 号の規定により免除する。

### （派遣契約の締結）

第 4 条 甲及び乙は、労働者派遣法第 26 条第 1 項の規定により、乙が甲に労働者派遣を行う都度、派遣労働者の人員、本件業務の内容、本件業務に従事する場所、派遣期間等について、労働者派遣個別契約（以下「派遣契約」という。）を締結するものとする。

- 2 本契約に定める事項は、前項の規定により締結される全ての派遣契約に共通して適用するものとする。
- 3 派遣契約において、本契約と異なる事項を定めたときは、当該派遣契約の定めが優先して適用されるものとする。

### （派遣条件等）

第 5 条 甲及び乙は、労働者派遣法、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働関係法令及び派遣契約を遵守し、時間外労働、休日労働等について、法令に従い、所定の手続きをとるものとする。

- 2 甲は、本件業務以外の業務に、派遣労働者を従事させてはならない。
- 3 乙は、派遣労働者に対し、甲の指揮監督に従い、本件業務実施場所等における秩序等を守り、適正に本件業務に従事するよう、教育、指導等を行うものとする。
- 4 甲は、派遣就業が適正に行われるように、労働時間の管理、安全衛生の確保、セクシュアルハラスメントの防止その他適正な就業環境の維持等の労働関係法令及びガイドライン等に定められた措置を講じるものとする。

(派遣労働者の選定)

第6条 乙は、派遣契約により派遣労働者を甲に派遣する際、本件業務の遂行に必要とされる知識、技術、能力、経験等を有する者を選定し、労働者派遣法第35条の規定により、同条第1項各号に掲げる事項を甲に通知するものとする。

(派遣労働者の特定を目的とする行為の禁止)

第7条 甲は、乙から労働者派遣の役務の提供を受けるにあたり、派遣労働者を特定することを目的とする行為（受け入れる派遣労働者を選別するために行う事前面接、履歴書の送付要請、若年者への限定、性別の限定、派遣労働者の氏名等）を行ってはならない。ただし、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者が、自らの判断により、派遣就業開始前に甲又は本件業務実施場所を訪問する場合は、この限りでない。

(責任者)

第8条 甲は労働者派遣法第41条の派遣先責任者を、乙は労働者派遣法第36条の派遣元責任者を、それぞれ選任する。

- 2 派遣先責任者及び派遣元責任者は、相互に連携して派遣労働者から申出を受けた苦情の処理、甲乙間の連絡調整その他必要な事項を行うものとする。

(指揮命令者等)

第9条 甲は、甲が正式に採用している地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条の職員（以下「市職員」という。）の中から、派遣労働者を直接指揮命令する者（以下「指揮命令者」という。）を選任する。

- 2 甲は、指揮命令者が不在の場合に備え、派遣労働者に対し、代理で指揮命令する者を示しておくよう、努めるものとする。
- 3 指揮命令者は、本件業務の遂行について、派遣契約に定める事項を遵守して派遣労働者を指揮命令し、本件業務以外の業務に従事させないようにしな

ければならない。

- 4 指揮命令者は、本件業務実施場所等における秩序等を守り、個人情報等の漏えい防止のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

(苦情処理)

第10条 甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申出を受ける者を選任し、苦情の処理方法、甲乙間の連絡体制等を定め、派遣契約に記載し、密接な連携の下に、迅速かつ適切な処理を図るものとする。

- 2 前項の規定により、派遣労働者から受けた苦情を処理した場合は、甲及び乙は、その結果を当該派遣労働者に通知しなければならない。

(安全衛生等)

第11条 甲及び乙は、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令を遵守し、派遣労働者の労働基準及び安全衛生の確保に努めるものとする。

- 2 甲は、乙から派遣労働者に係る雇入れ時の安全衛生教育の委託の申し入れがあった場合は、可能な限りこれに応じるよう努める等、派遣労働者の安全衛生に必要な協力又は配慮を行うものとする。

(派遣労働者の交替等)

第12条 甲は、派遣労働者が本件業務を遂行するにあたり、遵守すべき本件業務の処理方法、定め等に従わない場合、又は本件業務の遂行能率が著しく低く本件業務の遂行に支障が生じると判断した場合は、乙にその理由を示し、派遣労働者の交替を要請することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定による要請があった場合、当該要請について速やかに調査し、当該要請が正当と認められる場合は、遅滞なく甲が要求する条件に合致する派遣労働者を新たに派遣しなければならない。

- 3 派遣労働者に、傷病その他本件業務の遂行の継続に支障が生じるおそれのあるやむを得ない事由がある場合も前2項と同様とする。

(業務上災害等)

第13条 乙は、派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、労働基準法に定める使用者の責任並びに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）に定める事業主の責任を負う。なお、通勤災害が発生した場合、派遣労働者は、乙が加入する労働者災害補償保険により、給付を受けるものと

する。

- 2 甲は、乙の行う労災保険の申請手続き等に協力しなければならない。
- 3 甲は、派遣労働者が労働災害により負傷、死亡等したときは、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 97 条第 1 項の規定により、遅滞なく、同規則様式第 23 号による報告書（次項において「労働者死傷病報告」という。）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 4 甲は、前項の規定により、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出したときは、労働安全衛生労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）第 42 条の規定により、当該労働者死傷病報告の写しを乙に送付しなければならない。

#### （個人情報保護）

第 14 条 乙及び派遣労働者は、本件業務の遂行における個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、那覇市個人情報保護条例（平成 3 年那覇市条例第 21 号）及び別紙 2「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

- 2 乙は、必要に応じて、派遣労働者から守秘義務を履行していることに関する誓約書を乙宛に提出させ、甲の秘密保持の確保を図ることができるものとする。

#### （勤怠実績の確認）

第 15 条 乙は、毎月末ごとに派遣労働者の勤怠実績を取りまとめた報告書を作成し、勤務月の翌月 10 日までに、当該報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告書の内容について、当該報告書の提出を受けた日から 10 日以内に確認をしなければならない。

#### （派遣料）

第 16 条 甲は、派遣契約に基づく役務の提供の対価として、次の表に掲げる金額に派遣労働者の月ごとの勤怠実績による勤務時間数を乗じて得た額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加えた額を派遣料として乙に支払うものとする。なお、この場合において、1 時間に満たない分単位の勤務時間数がある場合は、15 分から 29 分までは 4 分の 1、30 分から 44 分までは 2 分の 1、45 分から 59 分までは 4 分の 3 の割合により 1 時間当たりの金額を算出するものとし、1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

項目	金額
労働時間内（1日8時間以内の労働時間単価）	1時間あたり _____円
労働時間外（1日8時間を超える労働時間単価） ※上記の労働時間内の単価に100分の125を乗じたものとする。	1時間あたり _____円

- 2 乙は、甲から前条第2項の確認をした旨の連絡を受けた場合、当月末までに、当該確認を受けた派遣労働者の勤怠実績により算出した派遣料の請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による乙の適正な請求書を受理した場合、その翌月末までに当該請求に係る額を支払わなければならない。
- 4 甲及び乙は、派遣契約の期間中であっても、物価の変動等により派遣料を改定する必要があるときは、それぞれ協議し、改定することができるものとする。
- 5 乙は、甲の責に帰する事由により、派遣労働者の本件業務の遂行が不可能となったときは、甲に派遣料を請求できるものとする。
- 6 甲が、乙に対する派遣料の支払を遅延したときは、甲は乙に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した額を支払うものとする。
- 7 甲が、乙に対する派遣料の支払を遅延したときは、派遣料の支払いの遅延が解消されるまで、乙は派遣労働者の派遣を一時中断することができるものとする。
- 8 乙は、前項の規定により甲に生じた損害について、賠償の責めを負わないものとする。

（派遣契約の中途解除）

第17条 乙が、やむを得ない自己の都合により、派遣契約の中途解除を行うときは、直ちに書面で甲に通知しなければならない。

（損害賠償）

第18条 甲及び乙は、派遣労働者の故意又は重大な過失による損害が発生したことを確認した場合は、相手方に書面で通知するものとする。

- 2 乙は、前項の損害について、甲に対し、賠償する責任を負うものとする。ただし、その損害が、市職員の指揮命令（必要な注意又は指示をしなかった不作為を含む。以下同じ。）により発生したと認められるときは、この限り

でない。

- 3 第 1 項の損害が、派遣労働者の故意又は重大な過失及び市職員の指揮命令の双方に起因するときは、甲及び乙は、損害の負担割合を協議のうえ定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 19 条 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約及び派遣契約により生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならないものとする。

(契約の解約)

第 20 条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により、本契約の目的を達成することができないと明らかに認められるときは、本契約及び派遣契約を解除することができるものとする。

- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除し、損害が発生した場合においては、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 乙は、第 1 項の規定により本契約が解除された場合は、本契約の既済部分に対し、甲が相当と認める金額を受けすることができる。

(反社会的勢力排除)

第 21 条 乙は、甲に対して、本契約が締結された日及び将来にわたり、乙若しくは乙の役員又は従業員が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、政治活動、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、反社会的勢力共生者のいずれかをいう。以下同じ。）に該当しないことを表明し、保証する。

- 2 甲は、合理的理由に基づき乙又は乙の役員及び従業員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力である場合又は反社会的勢力であったとき。
- (2) 自ら又は第三者を利用して、第三者に対し、以下の行為を行ったとき。
  - (ア) 違法又は相当性を欠く不当な要求
  - (イ) 有形力の行使に限定しない示威行為等を含む暴力行為
  - (ウ) 情報誌の購買等を執拗に強要する行為
  - (エ) 被害者団体など属性の偽装による相手方への要求行為
  - (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律

第 77 号)で禁止されている行為

- (3) 甲又は第三者に対し、自身が反社会的勢力である、又は、関係者である旨を伝える等の行為をしたとき。
  - (4) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
  - (5) 反社会的勢力に対して、資金等を提供する、便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。
  - (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (7) 自ら又は第三者を利用して、甲又は甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。
- 3 甲は、前項により本契約を解除したことにより、乙に損害が生じたとしても、一切の損害賠償の責を負わない。

(契約解除の通知)

第 22 条 甲は、第 21 条第 1 項又は前条第 2 項の規定により、本契約を解除するときは、その旨を書面により乙に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が前項の書面の受領を拒み、又は所在不明のため通知することができないときは、那覇市公報に登載し、又は市役所前の掲示場に掲示する方法により公告することで前項の規定による通知に代えることができる。この場合において、当該公告の日から 7 日を経過した時に当該通知が乙に到達したものとみなす。

(裁判管轄)

第 23 条 本契約及び派遣契約に関する甲及び乙の間に発生する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 24 条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、日本国内の法令並びに甲の条例、規則等の定めによるほか、信義誠実の原則に従い、甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

(余後効)

第 25 条 本契約が解除、期間満了その他の事由により終了した場合においても、第 14 条、第 18 条、第 21 条、第 22 条及び前条の規定については、なお効力を有するものとする。

以上、本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年 月 日

甲 那覇市泉崎一丁目1番1号  
那覇市  
那覇市長 知念 覚

乙